



佐賀県公報

(◎印は、県例規集に登載するもの)

平成17年
12月9日
(金曜日)
第 12692号

目 次 告 示

- 青少年に有害な図書等の指定
- 新たに生じた土地の確認
- 字の区域の変更

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 開発行為に関する工事の完了
- 三田川町菅豆田地区土地改良事業施行決定
- 県営船田地区土地改良事業の工事完了
- 県営尾の上上地区土地改良事業の工事完了
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(規則一〇)	(農地整備課)
(まちづくり推進課)	(県民協働課)
(建築住宅課)	(農地整備課)
一 二 三 四	二 二 三 三
（規則一〇） （農地整備課） （建築住宅課） （農地整備課） （農地整備課）	（農地整備課） （県民協働課） （農地整備課） （農地整備課） （農地整備課）

公 安 委 員 会 事 項

- 警備業法施行細則

- 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

○ 告 示

○ 佐賀県告示第五百九十八号

佐賀県青年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三條

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年十二月九日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-206	漫画 ダイナマイト 1月号	辰巳出版株	05979-1	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-207	漫画 ばんがいち 1月号	株コアマガジン	18295-01	
"	17-208	別冊 ローレンス VOL. 4	株綜合図書	18388-1/1 ①2006-1/16	
"	17-209	別冊 本当にあったHな話 1月号	株ぶんか社	18135-1	
"	17-210	レディース・コミック 微熱 1月号	株セブン新社	09663-1	
"	17-211	月刊 メルフレ ボンバー NO-056 1月号	KKベストセラーズ	08513-01	
"	17-212	ザ・ベストMAGAZINE No.260 1月号	KKベストセラーズ	14003-01	
"	17-213	Dr.ピカソ NO.130 1月号	株バウハウス	06635-01	
"	17-214	KEITAI BANDITS スペシャル！ Vol.5 別冊GON！1/1増刊	ミリオン出版株	18186-1 ①-'06.1/17	
"	17-215	URECCO gal 1月号	ミリオン出版株	01865-01	
"	17-216	@BOOING アットブーイング vol.15 スーパーコミック 1月号増刊	曙出版株	15544-01 ①-2006年1/21	
"	17-217	遊べる熟女 1月号	雄出版株	11471-1	

●佐賀県告示第五百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、次の土地が鹿島市の区域内に新たに生じた土地であることを確認したるに因る届出があつた。

平成十七年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

新たに生じた土地 所 在	面 積 (平方メートル)	備 考
大字飯田字飯田搦 一ノ、Njiiii〇一々、Njiiii〇一〇、Njiiii 〇一々、Njiiii〇一五、Njiiii〇一六、Njii 一〇一七、Njiiii〇一九及るNjiiii〇一〇五 に接する道路の地先	1111五六・七一	公有水面埋立地 のため

●佐賀県告示第五百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、鹿島市の区域内の市内の区域を次のとおり変更するに因る届出があつた。

平成十七年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字飯田字飯田搦 一ノ、Njiiii〇一〇、Njiiii〇一九、Njiiii 〇一六、Njiiii〇一七、Njiiii〇一九及るNjii 一〇五 に接する道路の地先	

○△■

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のことおり公告する。

関係書類は、平成18年1月30日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年12月9日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成17年11月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 NPO法人つばさ

(2) 代表者の氏名 大島 剛太

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市田代二丁目9番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く航空に關係する個人若しくは航空に關心を寄せる一般市民に対して、小型航空機を活用した、防災、僻地医療、捜索救難の支援に関する事業、航空知識の普及に関する事業等に関する事業を行ひ、保健、医療又は福祉の増進、災害救援、社会教育の推進等に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のことおり公告します。

平成17年12月9日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡東与賀町大字下古賀字一本杉165番1、165番3、166番1、166番2、
167番1、167番3、175番1の一部、176番及び178番
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区則松五丁目4番6号

株式会社三洋物産
佐賀郡東与賀町大字下古賀205番地
中牟田義己

佐賀県知事 古川康

佐賀郡東与賀町大字下古賀205番地

平成15年3月31日県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）船田地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年12月9日

三田川町長 江頭 正則から協議のあった三田川町営土地改良事業（基盤整備促進用排水施設・農道）豆田地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成18年1月31日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8-1）に提出してください。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月9日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
23	鳥栖市壹方町字浅井116番5	平成17年11月30日	5.00	24.76

1 縦覧に供する書類
三田川町営土地改良事業（基盤整備促進用排水施設・農道）豆田地区的土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年12月12日から平成18年1月16日まで

3 縦覧の場所

三田川町役場

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月9日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
24 14	小城市小城町字新小路280番 14	平成17年 12月1日	6.00	64.93

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 公安委員会事項

警備業法施行細則を以下に公布する。

平成十七年十二月九日

佐賀県公安委員会
委員長 檜垣 南治子

● 佐賀県公安委員会規則第十号

警備業法施行細則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 警備業の認定等（第二条—第五条）
- 第三章 警備業務（第六条）
- 第四章 教育等（第七条—第十五条）
- 第五章 機械警備業（第十六条—第二十条）
- 第六章 監督（第二十一条—第二十三条）
- 第七章 雜則（第二十四条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 本規則は、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」と

いう。）、警備業法施行令（昭和五十七年政令第三百八号）、警備業法施行規則（昭和五十八年總理府令第一号。以下「施行規則」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）及び警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 警備業の認定等

(不認定通知書の様式)

第一条 施行規則第六条に規定する通知書の様式は、別記様式第一号の不認定通知書のとおりとする。

(認定証不更新通知書の様式)

第二条 施行規則第十条に規定する通知書の様式は、別記様式第一号の認定証不更新通知書のとおりとする。

(認定取消通知書の様式)

第三条 法第八条に規定する認定の取消しは、別記様式第二号の認定証不更新通知書により行うものとする。

(認定証返納等届の様式)

第四条 法第二十五条に規定する認定証の返納又は届出書の提出は、別記様式第三号の認定証返納等届により行うものとする。

第三章 警備業務

(護身用具の携帯の禁止及び制限)

第五条 施行規則第二十五条に規定する認定証の返納又は届出書の提出は、別記様式第三号の認定証返納等届により行うものとする。

第六条

法第十七条第一項に規定する携帯を禁止する護身用具は、次に掲げるものとする。

一 金属製の楯

二 鉄棒その他の人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒棒（長さ六十センチメートル以下、直径三センチメートル以下及び重さ三百二十グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）、警戒杖（長さ九十センチ

メートルを超える百三十センチメートル以下の円棒（白樺若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径二・八センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先端部分の直径二・八センチメートル以下及び厚さ〇・二センチメートル以下の二段式若しくは三段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦五十センチメートル以下、横三十五センチメートル以下及び厚さ一・八センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺五十五センチメートル及び短辺三十五センチメートルの長方形の内部に収まるものであつて、厚さ一・八センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。

2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において、警備業務を行う場合は、警戒棒を携帯することができる。

3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

一 法第二条第五項に規定する機械警備業務（指令業務（警備業務対象施設から情報を受け取る、指令、通報等の措置を行う業務をいう。）を除く。）

二 檢定規則第一条第二号に規定する施設警備業務。ただし、警察官が現に警戒を行っている施設のうち、次に掲げるものにおいて行われるものに限る。

イ 空港

ロ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ハ 大使館、領事館その他の外交関係施設

二 政府関係施設

ホ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道施設、鉄道、航空その他の交通安全確保のための業務が行われている施設その他これ

らの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してもテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれがあるもの

ハ 火薬、毒物若しくは劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命若しくは身体に著しい危険が生じるおそれがあるもの

三 檢定規則第一条第五号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務

四 檢定規則第一条第六号に規定する貴重品運搬警備業務

4 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

一 前項各号に掲げる警備業務

二 檢定規則第一条第二号に規定する施設警備業務（深夜（午前零時から日出時までをいう。）において行われるものに限る。）

第四章 教育等

（指導教育責任者兼任承認申請書等の様式）

第七条 施行規則第三十九条第三項に規定する専任の指導教育責任者を置くこととを要しない承認の申請は、別記様式第四号の警備員指導教育責任者兼任承認申請書により行うものとする。

2 前項に規定する申請に対する承認の通知は、別記様式第五号の警備員指導教育責任者兼任承認通知書により行うものとする。

3 第一項に規定する申請に対する不承認の通知は、別記様式第六号の警備員指導教育責任者兼任不承認通知書により行うものとする。

（指導教育責任者講習等の講師及び指定書の様式）

第八条 講習規則第五条に規定する指導教育責任者講習（以下「指導教育責任者講習」という。）及び講習規則第九条に規定する現任指導教育責任者講習（以下「現任指導教育責任者講習」という。）は、公安委員会が指定した講師により行うものとする。

- 2 前項の講師の指定は、別記様式第七号の指定書により行うものとする。
- 3 前項の指定の解除は、別記様式第八号の講師指定解除通知書により行うものとする。

(指導教育責任者講習等の委託)

- 第九条** 公安委員会は、指導教育責任者講習及び現任指導教育責任者講習を適正かつ確実に行うことができると認める者に、当該講習の実施を委託することができる。

(資格者証等不交付通知書の様式)

- 第十条** 公安委員会は、法第二十二条第四項の規定により警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、別記様式第九号の資格者証等不交付通知書を交付するものとする。

(資格者証等返納命令書の様式)

- 第十一条** 施行規則第四十四条第一項に規定する指導教育責任者資格者証の返納の命令は、別記様式第十号の資格者証等返納命令書により行うものとする。

(検定実技試験員の指定等及び指定書等の様式)

- 第十二条** 検定規則第六条第三項に規定する公安委員会の指定は、別記様式第十一号の指定書により行うものとする。

- 2 前項の指定を解除する場合は、別記様式第十二号の試験員指定解除通知書により行うものとする。

(保管証明書の様式)

- 第十三条** 公安委員会は、検定規則第十五条第一項の規定による合格証明書の書換えを受けようとする者に対し、別記様式第十三号の保管証明書を交付するものとする。

(合格証明書の不交付通知書の様式)

- 第十四条** 法第二十三条第四項に規定する合格証明書の不交付の通知は、別記様式第九号の資格者証等不交付通知書により行うものとする。

(合格証明書の返納命令書の様式)

- 第十五条** 法第二十三条第五項において準用する法第二十二条第七項の規定による合格証明書の返納の命令は、別記様式第十号の資格者証等返納命令書により行うものとする。

第五章 機械警備業

(機械警備業務管理者講習の講師及び指定書の様式)

- 第十六条** 講習規則第十一条に規定する機械警備業務管理者講習(以下「機械警備業務管理者講習」という。)は、公安委員会が指定した講師により行うものとする。

- 2 前項の講師の指定は、別記様式第七号の指定書により行うものとする。

- 3 前項の指定の解除は、別記様式第八号の講師指定解除通知書により行うものとする。

(機械警備業務管理者講習の委託)

- 第十七条** 公安委員会は、機械警備業務管理者講習を適正かつ確実に行うことができると認める者に、当該講習の実施を委託することができる。

(機械警備業務管理者資格者証不交付通知書の様式)

- 第十八条** 法第四十二条第三項の規定により機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときは、別記様式第九号の資格者証等不交付通知書により行うものとする。

- 2 前項の指定を解除する場合は、別記様式第十二号の試験員指定解除通知書により行うものとする。

(機械警備業務管理者資格者証返納命令書の様式)

- 第十九条** 法第四十二条第三項において準用する法第二十二条第七項の規定による機械警備業務管理者資格者証の返納の命令は、別記様式第十号の資格者証等返納命令書により行うものとする。

(即応体制の整備の基準)

- 第二十条** 法第四十三条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信から二十五分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。

2 機械警備業者は、前項に規定する場合において警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

第六章 監督

(報告書等の様式)

第二十一条 施行規則第六十九条に規定する書面の様式は、別記様式第十四号の報告・資料提出要求書のとおりとする。

(指示書等の様式)

第二十二条 次の各号に掲げる指示又は命令は、それぞれ当該各号に定める指示書又は命令書によるものとする。

一 法第四十八条に規定する指示 別記様式第十五号の指示書

二 法第四十九条第一項に規定する営業の停止の命令 別記様式第十六号の

営業停止命令書

三 法第四十九条第二項に規定する営業の廃止の命令 別記様式第十七号の

営業廃止命令書

(指定医の指定等)

第二十三条 法第五十一条に規定する診断を行う医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項の規定により指定された精神保健指定医の中から行うものとする。

2 公安委員会は、前項の医師を指定したときは、公示するものとする。

第七章 雜則

(警察本部長への委任)

第二十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、佐賀県警察本部長が定める。

1 この規則は、公布の日から施行する。

(機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の廃止)

2 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和五十八年佐賀県公安委員会規則第一号）及び警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第四号）は、廃止する。

(施行期日)

附 則

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

不認定
認定証不更新 通知書

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

年 月 日 付けで申請のあった 警備業の認定 については、次の理由によ
認定証の有効期間の更新

り 認 定 をしないので、警備業法 第5条第3項 の規定により通知する。
認定証の有効期間の更新 第7条第3項

申請者	氏名又は名称	
	住 所	

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第2号（第4条関係）

認定取消通知書

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称			
住所			
代表者の氏名			
認定年月日		認定証の番号	
認定を取り消した理由			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号（第5条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	

認定証返納等届

警備業法 第12条第1項・第2項の規定により 認定証を返納します。
第12条第3項 届出書を提出します。

年　月　日

佐賀県公安委員会 殿

返納・届出者の氏名又は名称及び住所

印

氏名又は名称			
主たる営業所	名称		
	所在地		
その他の営業所	名称		
	所在地		
認定証を交付した 公 安 委 員 会	公安委員会	認定証の番号	第 号
返納事由の 発生年月日			
返納の事由			

備考1 ※印欄は、記載しないこと。

2 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第4号（第7条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受 理 番 号	
※承認年月日	年　月　日

警備員指導教育責任者兼任承認申請書

警備業法施行規則第39条第3項の規定に基づき、警備員指導教育責任者兼任の承認を申請します。

年　月　日

佐賀県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

主たる営業所	名 称			
	所在地			
認定証を交付した公安委員会		公安委員会	認定証の番号	号
承認申請をする警備員指導教育責任者	氏 名			
	住 所		警備業務の区分	第 号
	資格者証交付公安委員会		公安委員会	資格者証の番号
上記の者が現在業務を行っている営業所 ①	名 称			警備員数
	所在地			
承認後業務を兼任することとなる営業所 ②	名 称			警備員数
	所在地			
上記①、②の営業所間の距離、所要時間、交通機関		<input type="radio"/> 距 離 km <input type="radio"/> 所要時間 時間 分 <input type="radio"/> 交通機関 ()		

備考 ※印欄は、記載しないこと。

別記様式第5号（第7条関係）

第 号

警備員指導教育責任者兼任承認通知書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けて申請のあった警備員指導教育責任者の兼任の承認は、次の条件を付して承認する。

1 警備員指導教育責任者が兼任できる営業所は、次の2の営業所とする。

(1) 名 称

所在地

(2) 名 称

所在地

2 上記の2の営業所に所属する警備員の数がいずれも6人以上となった場合は、各々の営業所に専任の警備員指導教育責任者を置くこと。また、この場合は、警備業法第11条第1項の規定による変更の届出を行うこと。

兼任を承認する指導教育責任者	氏 名			
	住 所			警備業務の区分 第 号
	資格者証交付公安委員会	公安委員会	資格者証の番号	号

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

別記様式第6号（第7条関係）

第 号

警備員指導教育責任者兼任不承認通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった警備員指導教育責任者の兼任の承認は、次の理由により承認しないこととしたので通知する。

(理 由)

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第7号（第8条、第16条関係）

第 号

指 定 書

住 所

氏 名 殿

第5条

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 第9条 に規定する講習の講師として指定します。

第11条

警備業務の区分	警備業法第2条第1項第 号
---------	---------------

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

別記様式第8号（第8条、第16条関係）

第 号

講師指定解除通知書

住 所

氏 名 殿

第5条

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 第9条 に規定する講習の講師の指定を解除します。

第11条

警備業務の区分	警備業法第2条第1項第 号
---------	---------------

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

別記様式第9号（第10条、第14条、第18条関係）

資格者証等不交付通知書

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

警備員指導教育責任者資格者証
年 月 日付けで申請のあった合 格 証 明 書 の交付については、
機械警備業務管理者資格者証

警備業法 第22条 第4項

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第4項の規定により交付を行わないで通知する。

警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第4項

申請者	住 所	
	氏 名	

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第10号（第11条、第15条、第19条関係）

資格者証等返納命令書

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

第 22 条 第 7 項
警備業法 第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定により
第42条第3項において準用する同法第22条第7項 公安委員会

第 号 年 月 日 交付の 合 格 証 明 書 の返納を命ずる。
警備員指導教育責任者資格者証
機械警備業務管理者資格者証

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第11号（第12条関係）

第 号

指 定 書

住 所

氏 名 殿

警備員等の検定等に関する規則第6条第3項に規定する検定実技試験員として指定します。

警備業務の種別	空港保安・施設・雜踏・交通誘導・危険物運搬・貴重品運搬
---------	-----------------------------

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

別記様式第12号（第12条関係）

第 号

試験員指定解除通知書

住 所

氏 名 殿

警備員等の検定等に関する規則第6条第3項に規定する検定実技試験員の指定を解除します。

警備業務の種別	空港保安・施設・雜踏・交通誘導・危険物運搬・貴重品運搬
---------	-----------------------------

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

別記様式第13号（第13条関係）

第 号

保管証明書

住 所

氏 名 殿

合格証明書を保管していることを証明します。

警備業務の種別		空港保安・施設・雜踏・交通誘導・危険物運搬・貴重品運搬			
区分	1級・2級	番号		交付年月日	年 月 日

年 月 日

佐賀県公安委員会 印

別記様式第14号（第21条関係）

報告・資料提出要求書

第 号
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

警備業法第46条の規定により、次の事項を 年 月 日までに報告されたい。
資料 提出

報告する事項 提出する資料	
報告を必要 とする理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第15号（第22条関係）

指 示 書

第 号
年 月 日住 所
氏名又は名称 殿
代表者の氏名

佐賀県公安委員会 印

警備業法第48条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行つた後においては、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	

別記様式第16号（第22条関係）

営業停止命令書

第 号
年 月 日住 所
氏名又は名称 殿
代表者の氏名

佐賀県公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲					
停止の期間	年	月	日から	(日間)
	年	月	日まで		
処分の理由					
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。					

別記様式第17号（第22条関係）

営業廃止命令書

第 号
年 月 日住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 殿

佐賀県公安委員会 印

警備業法第49条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処分の理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成十七年十一月九日

◎佐賀県公安委員会規則第十一号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第一号)

の一部を次のものに改正する。

別表第一の警備業法(昭和四十七年法律第百七十九号)に規定する事務の項中

「第4条の5 認定の取消し(指定医の診断に基づき認定した者について行うものを除く。)	第11条の3第6項 警備員指導教育責任者資格者証の返納命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものを除く。)(第11条の6第3項で準用する場合を含む。)	第15条第1項 警備業者に対する営業の停止命令(指定医の診断に基づき認定した者について行うものを除く。)	第15条第2項 警備業を営む者の指定
---	---	---	-----------------------

」

関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号)に規定する事務の項を次のように改める。

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第二十号)に規定する事務	第2条の表の5の項	道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めるものの指定
---	-----------	---

この規則は、公布の日から施行する。

卷頭	や
第16条第1項 聴聞の実施の決定	
第16条第2項 指定医の指定	
」	

申購
込先
料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月九日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷所
毎週月曜日
株古川総合印刷